

## スクールメールサービス利用規約

### 第1条（規約の適用）

ベルウッド株式会社（以下「当社」といいます）は、このスクールメールサービス利用規約（料金表及びその他別段の定めがない限り当社が提示する資料を含みます。以下「本規約」といいます）により、スクールメールサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。また、第3条（通知）及び当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、契約者（第2条において定義します）はこれに従うものとし、

### 第2条（規約の変更）

当社は、本サービスを利用する者（以下「契約者」といいます）の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとし、契約者及び当社は変更後の規約に拘束されるものとし、但し、契約者に著しく不利益な変更の場合は、第3条（通知）に定める通知を1ヶ月以上前に行うものとし、

### 第3条（通知）

1.当社からお客様への通知は、通知内容を電子メール、書面、本サービスへの表示、当社ホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法により行います。

2.前項の当社から契約者への通知は、当社から発信された時点より効力を生じるものとし、又、当社のホームページ上に掲載した場合、掲載された時点より効力を生じるものとし、

### 第4条（サービスの定義）

本サービスは、当社が提供するスクールメールサービスを指し、本サービスの仕様は当社所定の技術仕様書及びサービス仕様書（以下、合せて「サービス仕様」といいます）によります。

### 第5条（本規約と個別の規約等）

1.本規約の定めとは別に定める個別のサービス規約、前条の通知、その他の方法で行なう案内、注意事項又は運用ルール等（以下「個別の規約等」といいます）の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、個別の規約等の定めが優先して適用されるものとし、

2.前項の個別の規約等は、本規約の一部を構成するものとし、契約者はこれに従うものとし、

### 第6条（利用開始日）

本サービスの利用開始日は、当社が本サービスの登録を行った日を利用開始日とします。

### 第7条（最低利用期間）

本サービスには最低利用期間があります。最低利用期間は、各サービス項目に、前条の利用開始月から起算して1ヶ月間とします。

### 第8条（サービス提供区域）

1.本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2.サービスの提供を行う区域は、当社の裁量により契約者に通知の上、随時変更することができるものとし、

### 第9条（利用条件）

本サービスの提供条件は以下の通りとします。以下の条件を満たさない契約者は本サービスを利用できない場合があります。

(1) 契約者は、本サービスを利用する際に、当社の利用規約及びサービス仕様等を遵守するものとします。

(2) その他当社が定める技術的条件に適合する環境下において利用するものとします。

#### 第 10 条 (契約の申込み及び承諾)

1. 申込者は、本規約に同意の上、当社所定の手続きに従って契約を申込みものとします。

2. 契約の申込みがあったときは、当社は、申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合を除き契約の申込みを承諾します。

(1) 当社所定の料金（初期費用、月額費用、各種手数料、その他の料金を含み、以下単に「料金」といいます）の支払いを怠っている、又は怠るおそれがあるとき、もしくは過去に怠ったことがあるとき

(2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき

(3) 本規約に違反している、又は違反するおそれがあるとき、もしくは過去に違反したことがあるとき

(4) 申込みにあたり虚偽の届出をしたとき

(5) その他、当社が申込みを承諾することが適当でないと判断したとき

3. 当社の基準により、本サービスの申込者に保証金の差入れを求めることがあります。

(1) 保証金の額、支払い方法は別途定めます。

(2) 保証金に利息は付されません。

(3) 本サービス契約が終了した場合には、保証金は返還されるものとします。ただし、契約終了時に契約者が当社に支払うべき残債務がある場合には、保証金は当該債務の全部又は一部の弁済に充当されるものとします。

#### 第 11 条 (契約の成立)

申込者による申込みに対して、当社が承諾した時に本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとし、当社が承諾した後は、申込みを取り消すことはできないものとします。

#### 第 12 条 (権利義務の譲渡)

契約者は、本契約上の地位及び本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡できないものとします。

#### 第 13 条 (契約者の地位の承継等)

契約者において合併その他の事由により権利義務の承継が発生した場合、契約者の地位も承継されるものとし、承継の日から1ヶ月以内の当社営業日(承継の日を算入せずに1ヶ月とし、当該日が、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の当社営業日までとします)までに承継したことを証明する書面を添付して、当社に届け出るものとします。

#### 第 14 条 (届出事項の変更)

1. 契約者は、当社への届出事項（氏名、商号、住所、本店、又は代表者等）に変更等があったと

きは速やかに当社所定の手続きに従い、当社に届け出るものとします。

2.前項の届出をしないことにより、契約者が、当社からの通知が到達しないなどの不利益を被った場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第15条（契約者による解約）

1.契約者は、本サービスの契約を解約しようとするときは、解約しようとする月の当月20日までに、書面によりその旨を当社に通知するものとします。

2.契約者が解約をした場合でも、既に支払済みの料金の払い戻しは行わないものとします。

3.当社は、本条及び第16条(当社による解除)により契約を解約若しくは解除した場合、契約終了後速やかに本サービスを利用して登録されたデータを削除するものとします。

#### 第16条（当社による解除）

1.当社は、契約者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、契約者に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約の全部又は一部を解約できるものとします。

(1) 本規約に定める各条項に違反したとき、又は著しい背信行為があったとき

(2) 申込みにあたり虚偽の届出をしたことが判明したとき

(3) 当社が不相当と判断したとき

(4) 監督官庁等から営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき

(5) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき

(6) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき

(7) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき

(8) 解散（合併の場合を除きます）又は営業廃止の決議をしたとき

(9) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(10) 料金その他一切の債務について、第17条1項6号に定める事由による提供の中止後、当社がその支払を通知したにも関わらず、利用停止より相当期間経過してもなお支払われないとき。

2.契約者は、前項各号に該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、当社は契約者に対して通知その他の手続きを要せず、直ちに当社に対する一切の債務の支払いを請求できるものとします。

3.本条第1項の定めにより契約が解約されたことにより契約者に生じた損害について、当社は、一切の責任を負いません。

4.本条第1項の定めにより契約が解約された場合であっても、当社は契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

#### 第17条（提供の中止）

当社は、以下のいずれかの事由があるときは、緊急やむを得ないときを除き、事前に契約者に通知の上、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社設備の保守又は工事等やむを得ない事由があるとき

(2) 当社設備の障害又は故障等やむを得ない事由があるとき

(3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより、当社が本サ

サービスの提供を行うことが困難となったとき

- (4) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき
- (5) 契約者が、本規約又は法令に違反したとき
- (6) 契約者が、料金の支払いを遅延したとき

#### 第18条（禁止事項）

1. 当社は以下の行為を禁止事項と定め、契約者はこれを行ってはならないものとします。

- (1) 第三者又は当社の著作権、商標権等の知的財産権、その他の財産権を侵害する行為
- (2) 第三者又は当社への誹謗又は中傷、もしくは名誉又は信用を毀損する行為
- (3) 第三者又は当社への詐欺又は脅迫行為
- (4) 第三者又は当社に不利益を与える行為
- (5) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
- (7) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為
- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 第三者のプライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (13) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で本サービスを利用する行為
- (14) 法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言等）
- (15) 当社設備、第三者の設備、当社又は第三者の業務、もしくはインターネット接続環境等に重大な影響を及ぼす行為
- (16) 他のご利用者の統計的な平均利用を著しく上回る大量の通信量を継続して発生させ、当社あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為
- (17) その他、当社が不相当と認める行為

2. 契約者が前項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続をすることなく以下の措置を行うことが出来るものとします。

- (1) 契約者に対し、当該行為の中止、修正、その他必要な措置等を行なうことを要求すること
- (2) 本サービスの全部又は一部を、契約者が利用することを停止すること
- (3) 契約者との本契約を解約すること
- (4) その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行なうこと

8. 当社は前2項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより契約者

又は第三者が被った損害に関しては、一切責任を負わないものとします。

#### 第 19 条 (設備の修理又は復旧)

1. 契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、自己の設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をするものとします。
2. 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。

#### 第 20 条 (ID の管理)

1. 契約者は ID 及びパスワードについて管理する義務を負うものとします。
2. 契約者は、自己の管理下にある特定の第三者（契約者の従業員又は利用者）を除き自己の ID 及びパスワードを第三者に使用させ、又は売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
3. 前項において自己の管理下にある特定の第三者に利用させる場合においては、本規約を遵守させるものとします。ただし、その場合において当社は契約者本人による利用とみなし、契約者は当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとします。
4. 当社は、契約者が ID 又はパスワードを第三者に利用され、本サービスの利用があった場合でも、契約者の故意過失の有無に関わらず、その料金を当該契約者に請求出来るものとし契約者が被る損害等について一切責任を負わないものとします。但し、当社の責めに起因する場合はこの限りではありません。

#### 第 21 条 (アクセス権の同意)

1. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、本サービスのサービスレベル維持の確認、契約者の利用状況の確認、第 22 条 (保守サービス) 定める保守のため、本サービスを利用する契約者のデータ容量を確認することに同意するものとします。

#### 第 22 条 (保守サービス)

当社は、契約者向けに問い合わせ用の窓口を用意し、別途通知するものとします。

#### 第 23 条 (対象となる本サービス料金)

本規約の対象となる本サービスの料金は、料金表に定めるものとします。

#### 第 24 条 (料金)

1. 契約者は当社に対して、料金を支払う義務を負うものとします。
2. 当社は、当月 1 日から末日までを 1 料金月として、料金を計算します。
3. 本サービスの利用開始日もしくは解約日が暦月の中途であっても、日割り計算は行わず当社は、料金について月単位で契約者に請求するものとします。
4. 料金その他の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとします。

#### 第 25 条 (請求及び支払)

1. 契約者は、料金及び費用について、当社の指定する期日までに、当社所定の方法において支払うものとします。
2. 契約者が当社に料金その他の債務を支払う際に要する費用は、契約者の負担とします。

3.契約者が料金を支払い期日までに支払わないことにより、当社が催告その他の手続き等に要した費用については、契約者の負担とします。

4.当社が契約者に請求する料金は、消費税相当額が加算されるものとし、請求金額と税込み価格の合計に差が生じることがあります。

#### 第 26 条 （遅滞利息）

契約者が料金を期日までに支払わない場合、支払い期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年 14.6%（年 365 日日割り計算）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社所定の方法で当社に支払うものとしします。

#### 第 27 条 （損害賠償の範囲）

1.当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの利用ができない、または本サービスの品質が著しく低下した場合(以下「障害」といいます)、当社が別途定める約款の「損害賠償の制限」に従い損害とみなし賠償します。但し、以下に記載する状況のいずれかに該当しない限り障害とは認定せず、当社はいかなる損害も賠償しません。

(1) 契約者が、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、その事を当社が自ら検知した時刻または、契約者からの通知により当社が確認し障害の事実を認識した時刻のいずれか早い方から起算して、48 時間以上その状態が連続したとき。

(2) 電子メールの受信又は配信が遅延する状態が生じた場合に、その事を当社が自ら検知した時刻または、利用者からの通知により当社が確認し障害の事実を認識した時刻からいずれか早い方から起算して、48 時間以上その状態が連続したとき。

2.当社は、予見可能性の有無に関わらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については一切責任を負わないものとしします。

3.契約者は、損害賠償請求事由が発生してから 3 ヶ月を経過する日(：事由発生口を算入せず 3 ヶ月とし、当該日が土曜、日曜、祝日の湯合には、その直前の当社営業日までとしします) までに損害賠償請求を行なわなかった場合、請求する権利を失うものとしします。

#### 第 28 条 （免責）

1.当社は、契約者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったこともしくは本規約に関連して損害を被った場合、本規約に明記されている場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の責任であるか否かを問わず、一切責任を負わないものとしします。

2.当社は、本サービスの利用により取得可能な情報、及び保守並びに利用方法等のお問い合わせについてサポートについての動作、完全性、正確性、技術的特性、商品性、特定目的に対する適合性および権利侵害の不存在その他について明示、黙示を問わず何ら保証を行いません。

3.当社は、第 17 条 1 項 1 号に定める事由によりサービスの提供を中止した場合による、取得可能な情報について破損もしくは滅失について何ら保証を行いません。

4.当社は、契約者の行為については一切責任を負わないものとし、契約者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとしします。

#### 第 29 条 (ログの公開)

1.当社は本サービスに対するアクセス状況の記録(いわゆるログのことを指し、以下「ログ」といいます)の内容を以下に定める範囲で契約者へ開示します。

- (1) POP サーバ
- (2) SMTP サーバ
- (3) IMAP サーバ

2.前項の定め範囲外のログは、当社はこれを開示しません。

#### 第 30 条 (再委託)

当社は本サービスを提供するにあたり、その業務および設備運用の全部又は一部を第三者に委託して行なうことができるものとします。

#### 第 31 条 (契約者情報等の取扱い)

1.当社は、契約者に関する情報を適法かつ公正な手段に基づき取得し、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用するものとします。

(1) 契約者に対して、電気通信サービス及び電気通信サービスに関連するサービスを提供すること(本人確認、料金等の計算、料金等の請求、与信管理、問い合わせへの対応、各種申込みの受け付け、契約者への通知、物品の送付、販売支援活動を含みます)

(2) 契約者に対して、当社、当社のグループ会社、及び提携会社のサービス、商品等を広告、宣伝、案内するため、電子メールの送信、電話、郵送、その他の方法により連絡すること

(3) 契約者に対して、アンケート調査等を実施すること、及びアンケート調査等により取得した情報を集計・分析し、その結果を利用すること

(4) 契約者に関する情報を、抽出又は編集することで、契約者を特定できない形式の資料を作成し、分析、利用、発表、第三者への提供等を行うこと

2.当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に預託することが出来るものとします。

#### 第 32 条 (本サービスの変更等)

1.当社は、事前に通知その他の手続をすることなく、本サービス及びその内容の全部又は一部を変更又は追加することが出来るものとします。但し、契約者にとって不利な変更の場合、当社は事前に通知するものとします。

2.当社は事前に通知することで、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休止出来るものとします。

#### 第 33 条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

#### 第 34 条 (協議)

本規約について疑義があるときは、契約者及び当社は双方誠意をもって協議の上決定するものとし、紛争解決については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2012 年 3 月 1 日適用

別表 <スクールメールサービス料金表及び仕様書>

※本料金表は、スクールメールサービス利用規約の一部を成すものとします。

尚、本料金表は、本料金表作成日以前に締結した料金表に優先します。

※ 表示価格はすべて消費税等諸税込になっています。

#### 1.スクールメールサービス 料金

(1) 初期登録料 0 円

(2) 月額利用料 1 個 1,029 円/月 (税込価格)

#### 2.スクールメールサービス サービス仕様

項目 内容 詳細

メールボックス 容量 1 メールアドレスあたり **5GB(5120MB)**

保存期間 無制限

ただし、迷惑メールフォルダ(**JUNK**)とゴミ箱は振り分け後から **30** 日で削除

**SMTP** ポート番号 **25** 番ポート及び **587** 番ポート ※**587** 番ポート推奨

**SMTP Auth** 対応※設定必須となります

**SMTP over SSL** 非対応

**Submission Port 587** 番ポート

**POP before SMTP** 非対応

送信

一通あたりの最大

送信容量

・アンチウイルス機能有 **SMTP** サーバ経由の場合は

最大送信容量 **25MB**

・アンチウイルス機能無 **SMTP** サーバ経由の場合は

最大送信容量 **100MB**

・**WebMail** から送信する場合の最大送信容量は **20MB**

**POP3** ポート番号 **110** 番ポート

**APOP** 対応

**POP over SSL** 非対応

**IMAP4** 対応

**IMAP over SSL** 非対応

受信

一通あたりの最大

受信容量

・アンチウイルス機能の **25MB** 超メールをウイルス扱いとする機能 **on** 時は最大受信容量

**25MB**



・アンチウイルス機能の 25MB 超メールをウイルス扱いとする機能 off 時は最大受信容量  
100MB

機能適用 メールアドレス毎に ON/OFF 設定可能

送信時 検出された場合は送信不可。メールソフトでエラーとなる。※アンチウイルス機能有の  
場合

受信時 検出された場合は、通知メールにヘッダーのみ添付し配信する。

アンチウイルス

その他 多重圧縮 15 回まで対応

アンチスパム 機能適用 メールアドレス毎に ON/OFF 設定可能

検知時 検知された場合は、ヘッダーにタギング([spam]挿入)し、迷惑メールフォルダへ自動振  
り分け。タギングは固定文字列。

基本転送 受信したメールを全て転送。転送先アドレスは 5 つまで。

条件転送 ヘッダーに条件付けし、転送可能

転送

自動応答 対応

2012.03.01